

## 兵庫県・全国消費生活相談員協会関西支部 講演会「コロナが変える私たちの未来」が開催されました

12月6日(日)、標記オンライン講演会が開催され、60名が参加しました。

第1部は(株)テレワークマネジメント代表取締役田澤由利氏から「テレワークで変わる!アフターコロナの生活・ビジネス・未来」を講演いただきました。急激に普及したテレワークですが、直接顔を合わせないと不安といった人間関係の喪失を懸念する声も聞かれます。田澤氏は、どんな職場でも人間らしい関わり合いが不可欠だ



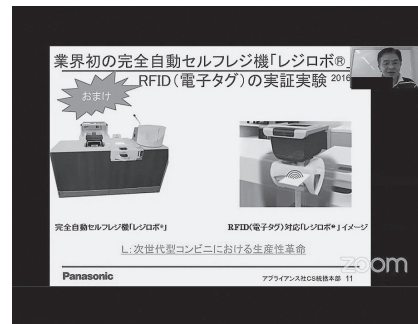
パナソニック(株)アプライアンス社 田中 義雄氏

が、テレワークはそれを推進するものにできることを、自社のバーチャル事務所の運営を例に紹介いただきました。

第2部ではパナソニック(株)アプライアンス社 田中義雄氏より、「AI・IoTによるこれからの生活」について講演いただきま

した。コンビニでの完全自動レジ、藤沢市で産官学、住民参加で開発しているサステナブルスマートタウン等、新技術がつくるくらしの一端を知ることができました。

第3部はワークショップで意見交換を行いました。「コロナで今後の消費生活はどのように変わるのか?」を話し合いました。新技術は消費生活を効率よく改善し、環境保全にもつながる可能性をもつが、他方ではITリテラシーの格差や、個人情報漏洩等の問題もあること等、メリット・デメリットを鑑みながら消費者・消費者団体の課題を考える場になりました。



特定非営利活動法人 消費者支援機構関西 略称:KC's (内閣総理大臣認定:適格消費者団体・特定適格消費者団体)

# KC's NEWS

No.87  
2021.1.12

発行所 KC's事務局 〒540-0024 大阪市中央区南新町一丁目2番4号 椿本ビル5階502号室  
TEL.06-6920-2911 FAX.06-6945-0730 eメール:info@kc-s.or.jp HP:http://www.kc-s.or.jp/

## 【理事長年頭ご挨拶】 コロナ禍にあっても、消費者の権利のため「差止請求」、 「被害回復」の二つのミッションを推進する一年に!

適格消費者団体・特定適格消費者団体  
特定非営利活動法人  
消費者支援機構関西(略称:KC's)  
理事長(代表理事) 藤井 克裕



新年、明けましておめでとうございます。年頭にあたり、会員並びに関係団体の皆様のご健勝とご多幸をお祈り申し上げます。

昨年は新型コロナウイルスのパンデミックにより、社会全体でくらしの在り方が大きな変革を求められる一年となりました。KC'sもリモートワークやWebシステム会議の導入など、新しい運営体制を模索しつつ、「差止請求」、「被害回復」という二つのミッションの取組を進めました。

差止請求活動では、家賃債務保証会社フォーシーズ(株)に対する控訴審とUSJのチケット利用規約のキャンセル・転売条項の差止訴訟が訴訟係属中です。また、興和(株)にカンゾコーワの表示改善を求めるなど申入れ活動を行いました。

被害回復活動では、2018年から取り組んでいる「葛の花由来イソフラボン」を配合した機能性表示食品の販売業者に対する返金申入れは、一定の消費者被害の回復を実現したことから、返金対応に関する調査結果を公表しました。

新たに酵素等の成分の作用による痩身効果を宣伝・販売する事業者5社に消費者への返金申入れを行いました。

また、「初回100円モニター募集」というWeb広告で消費者を誤認させ、定期購入契約に誘導した(株)ファンソルに返金申入れを行ったほか、ハイオクガソリン性能を誇張・誇大表示したコ

スモ石油に対し、被害回復の要請を行いました。消費者庁シンポジウムや大阪府消費者フェアへの参加、消費者契約法の改正を実現する連絡会の一員として消費者庁へ意見書を提出するなど、諸団体との連携した取組も進めました。

大きな活動の柱である、事業者と消費者の相互理解・信頼構築をめざす「双方向コミュニケーション研究会」は10周年を迎えました。コロナ禍で会合をもつことが難しい中、オンラインで開催した10周年記念シンポジウムには全国から多数の参加をいただきました。

新型コロナウイルスの終息は、いまだ見通せません。私たちのくらしも仕事も引き続き、新しい生活様式の中で模索する年となるでしょう。その中にあっても、消費者の権利のために「差止請求」、「被害回復」という二つのミッションを力強く進める一年となるよう努力してまいります。どうぞ皆様のご支援・ご協力をよろしく申し上げます。



## 差止裁判・申入れ活動について

(1) 家賃債務保証会社のフォーシーズ(株)に対する差止訴訟の控訴審の第3回裁判が行われました。



家賃債務保証会社のフォーシーズ(株)に対して、消費者契約法に違反すると考えられる同社の保証契約条項の一部使用停止を求めた差止請求訴訟に対する控訴審の第3回期日(裁判)が、11月19日(木)

大阪高等裁判所にて行われ、結審しました。

次回は、判決の言い渡し期日となり、2021年3月5日(金)13:15~(第83法廷)

となります。詳細はQRコードをご覧ください⇒



(2) 「株式会社ファンソルの解散」のお知らせ

当団体が特定適格消費者団体として、WEB画面等の広告によって誤認した購入者が支払った金額について、返金等の措置を取るよう申入れを行っている、株式会社ファンソル(取扱商品サプリメント「王妃のめぐみ」)が、令和2年10月20日付の株主総会決議により解散したとのことです。

令和2年10月21日付官報(号外第220号)に解散公告が掲載されています(なお、同社ホームページにはこれに関する情報は掲載されていません。また、解散の実質的な理由も不明です。)

詳細はQRコードをご覧ください⇒



## KC'sの提言活動

KC'sも参加する「消費者契約法の改正を実現する連絡会」から11月13日付けで、消費者庁に『契約条項の表示・不当条項』および『「平均的な損害の額」の立証負担の軽減』に関する意見を提出しました。

また、消費者庁は、特定商取引法及び預託法の制度の在り方について検討委員会を設け、その報告書を発表しましたが、この報告書に対し、KC'sも含めた適格消費者団体17団体の連名で意見書を12月3日付けで提出しました。

詳細はQRコードをご覧ください⇒

消費者契約法の改正を実現する連絡会意見書



特商法・預託法に関する適格消費者団体連名の意見書



## 「大阪府消費者フェア2020」が開催されました。

11月7日（土）、「大阪府消費者フェア2020」が大阪府咲洲庁舎1階フェスパにて開催されました。この企画は、消費者問題への理解を深めることを目的として、大阪府消費生活センターが消費者団体や事業者団体などと連携し、関西消費者協会が事務局を務められて、消費生活に関する様々な情報を提供する場として開催されました。KC'sは、「スライドショーコーナー」と「パネルコーナー」に日頃の活動内容を紹介することで参加しました。

今年のテーマは「楽しく学ぼう!大阪府消費者フェア2020 新しい生活様式とエシカル消費」と設定されました。コロナ禍の中での開催のため、入場の際には検温・手指のアルコール消毒・マスクの着用など感染防止対策が徹底されました。

「ステージプログラム」は、密を避けるために「スライドショーコーナー」として企画され、参加団体の活動を紹介する動画やスライド、消費者トラブルと対処法についてお笑い芸人がコントで面白おかしく紹介する動画が上映されました。

パネルコーナーでは、大阪府内で活動している消費者団体やNPO法人が、日頃の活動内容や個別のテーマに沿って取り組まれた調査・研



究活動について、消費者にとってのお役立ち情報として展示されました。今年の個別テーマでは、食品ロスを始め、SDGs、エシカル消費、家庭のプラスチックごみなど、近年注目されている課題や、今年の大きな出来事となった新型コロナウイルス感染症、そして定番の活動である食品表示などの展示が行われました。

あわせて、行政機関や関係団体から生活関連情報を提供する情報コーナー、自家製料理レシピを紹介するコーナーなどもありました。

なお、今年度の消費者フェアは、新型コロナウイルス感染症の感染防止に配慮してWeb配信も行われました。

## 11月21日に、「預託法の改正に向けた全国オンライン学習会」が開催されました。

この学習会は、消費者庁に設けられた「特定商取引法及び預託法の制度に在り方に関する検討委員会」の委員メンバー、有田芳子委員、池本誠司委員、松岡萬里野委員、鹿野菜穂子委員、永沢裕美子委員、増田悦子委員の呼びかけで開催され、当日は、145名以上の参加がありました。

司会は、永沢裕美子さん（NACS副会長）が務められ、冒頭、「検討委員会」委員長の河上正二先生（青山学院大学教授）より開会挨拶がありました。

第一部では、全国ジャパンライフ被害者弁護団連絡会代表の石戸谷豊弁護士より「預託商法



石戸谷 豊 弁護士

に終止符を打つために」と題して報告があり、日本の預託商法の歴史をひもときながら、アメリカとの法規制の違いや、日本

の法規制の現状や課題についてお話いただきました。

続けて、検討委員を務められた池本誠司弁護士より「販売預託商法の規制の方向性～消費者庁『特商法・預託法検討委員会報告書』の提言～」と題して報告があり、検討委員会では、河上委員長より、販売預託商法（現物まがい商法）は、検討委員会メンバー共通の敵であり、根絶のために議論しましょうと挨拶があり、委員全体が販売預託商法原則禁止という方向でまとめることができた旨お話がありました。

第二部では、報告書では、コロナ禍の制約もあり、オンラインでのやり取りでとりまとめを急がざるを得なく、具体化が未定であることか

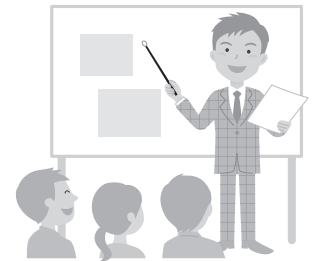


池本 誠司 弁護士

ら、石戸谷弁護士より、具体化に向け、すき間のない規制をどうするか、実効性のある罰則をどうするか等の課題について報告いただきました。

また、検討委員を代表して松岡萬里野さん（日本消費者協会理事長）、鹿野菜穂子先生（慶応大学大学院教授）より委員会に参加しての感想について報告いただきました。最後に、参加

者との質疑応答もあり、預託法改正に向けた課題について理解を深めることができた学習会となりました。



## 団体賛助会員紹介

## 小川珈琲株式会社

KC'sの活動は、多くの団体賛助会員の方々によって支えられています。団体賛助会員は2020年12月現在で78社・団体に上りますが、各団体とも消費者市民社会の創造に向け、様々な取り組みを進めておられます。そんな活動をご紹介します。



小川珈琲

小川珈琲株式会社は「京都の珈琲職人として本物の価値ある商品を創り、真心を持ってお届けする」という理念を掲げています。「本物の価値ある商品」とは、一杯のコーヒーを提供することにより、人々の心が満たされ、持続可能な社会に向けてすこしでも貢献できることです。

未来へコーヒー文化をつなぐために、小川珈琲はさまざまな認証コーヒーの取り扱いを行っております。自然の力を活かして環境負荷を軽減させる栽培の有機JAS認証コーヒー。生産者の自立支援を目指し、公平な取引を目指すフェアトレード認証コーヒー。コーヒー以外の樹木を残し、木々が作る木陰を活用することでゆっくり実を熟成させるバードフレンドリー®認証コーヒーを日本でいち早く取り入れました。コーヒーを通じてオランウータンが生息する自然環境の保護や、環境に配慮した栽培を行うコーヒー生産者を支援していくことを目的としたオランウータンコーヒーはアジアで初めての取り扱いです。

またこれらの認証コーヒーを取り扱うだけでなく、One of Loveプロジェクトやピンクリボン京都など、安心してコーヒーを楽しんでいただけるよう持続可能な社会への貢献にも取り組んでいます。



## ■コーヒーサプライチェーンとしての取り組み

お客様に感動をお届けする一杯は、いい生豆があってこそ実現できます。小川珈琲では、世界の信頼できるコーヒー生産者と栽培方法や収穫時期、乾燥方法などを納得がいくまで話し合いながら、「小川珈琲ならではのコーヒーづくり」にかなう生豆を丹精込めて育ててもらっています。また、小川珈琲のバイヤーが定期的に産地を訪れ、味わいや品質、持続可能性、価格をチェックし生産者と長期的な関係を築いてきました。そうすることで安心して、品質の良い生豆を調達することがかなえられています。



## ■SDGsへの取り組み

コーヒーロースターとして品質の良い生豆を安定して調達するという課題に対し、生産者と共に作り上げることを行ってきました。私たちが出合ったコーヒー認証は、その考えに合致するものであり、当初はほとんど認知がありませんでしたが、継続して取り扱うことで一定の支持をいただけるようになりました。次世代に美味しいコーヒーをお届けするには持続可能なサプライチェーンが必要であり、私たちの取り組みが貢献できるものだと考えています。また、社内で有志によるSDGs委員会を立ち上げ、社内外への発信やエシカル企画の立案、商品開発そしてSDGsに関わる新たな活動に取り組んでまいります。

## お問合せ

小川珈琲株式会社

〒615-0802 京都市右京区西京極北庄境町75  
TEL 075-313-7333 FAX 075-321-5609  
ホームページ [www.oc-ogawa.co.jp](http://www.oc-ogawa.co.jp)